

農業集落排水事業をご利用の皆様へ

日頃より、標記の事業につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご利用の皆様へ、下記のとおり、お知らせ致しますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

1. 異物を流さないで下さい。

異物が原因でポンプに詰まりが生じ、機械の故障が多発しております。汚水が流れず、皆様の利用に支障が生じる恐れがあります。

流してはいけないもの

①水に溶けない紙類

- ・原則として、トイレットペーパー以外は流さないで下さい。
紙おむつやティッシュペーパー、ウェットタオル、トイレに流せるトイレシートは、可燃ごみで処理して下さい。

②布類

- ・タオルや下着等

③残飯

- ・汚水を浄化する微生物の機能が低下します。

④油類

- ・微生物が死滅するばかりか、設備類にも問題が生じます。

2. 雨水を流さないで下さい。

雨水により施設の処理能力を超え、故障に繋がります。

雨水が流入していないか、敷地内の下水道のマスなどの確認を、今一度、お願い申し上げます。

3. 使用料の未納について

同事業は、利用される皆様の使用料等によって、運営されております。

未納がある方は、直ちに一活納付をお願い致します。

一活納付が困難な方は、分納相談致しますので、ご連絡下さい。

※連絡ない場合は、負担の公平性の観点からも、裁判所を通して、訴訟等を行い、未納者の債権・財産の差押え等を行う場合があります。